

13 年 金

1 退職届書の提出

共済組合の加入期間等を共済組合本部に登録し、将来の年金受給に備えるための大切な手続きです。下記表中①について所属所を経由して退職者本人が行う必要があります。

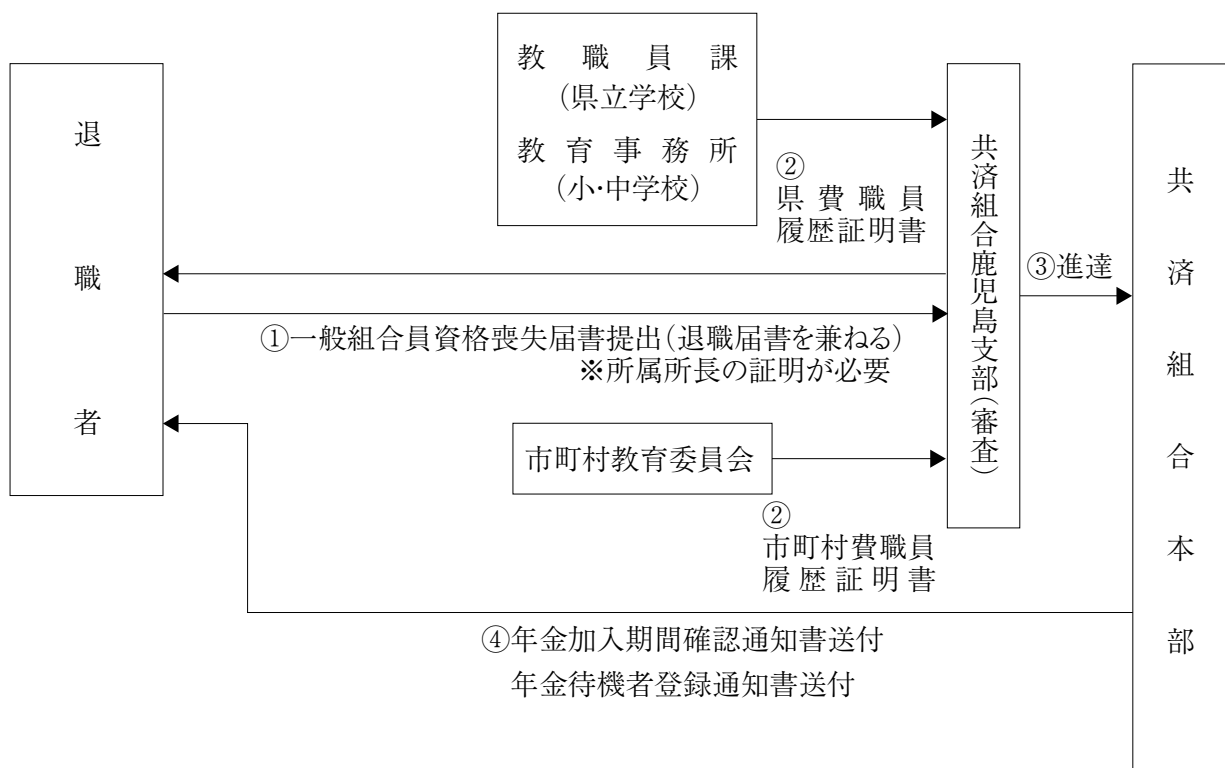
なお、年金請求書は、被用者年金一元化により、年金支給開始年齢時において、最後に加入していた被用者年金の実施機関（各共済組合や日本年金機構）から送付されます。

退職届書が必要となる者

- 老齢厚生年金（特別支給含む）の支給開始年齢に達していない者

提 出 書 類

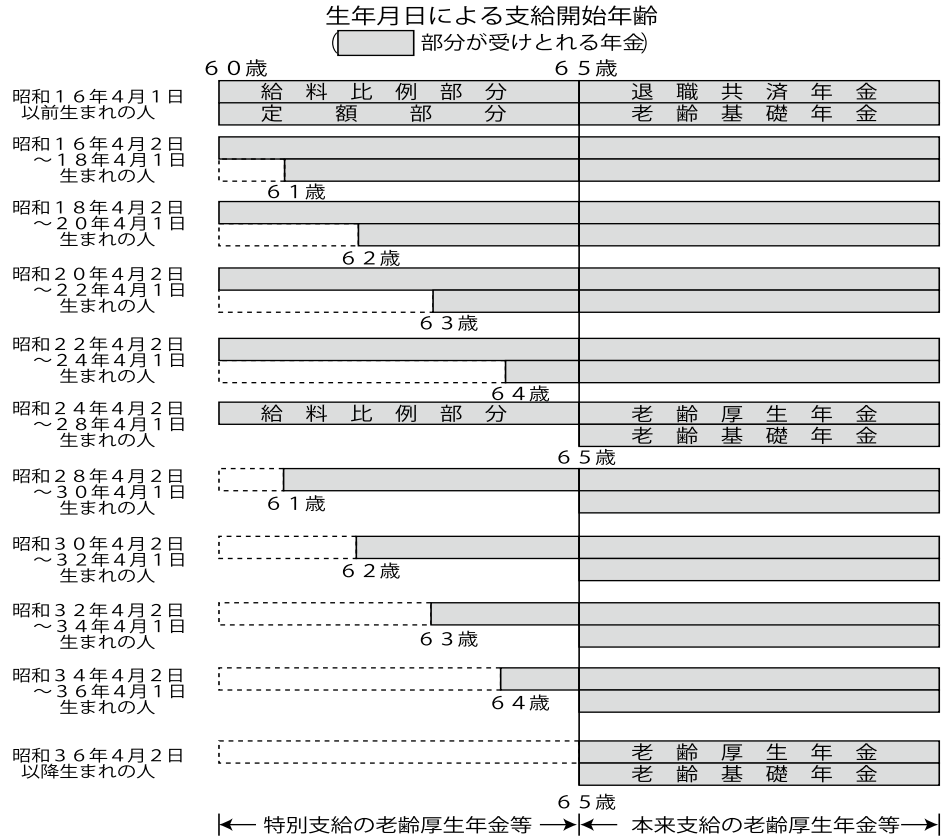
- 一般組合員資格喪失届書（退職届書を兼ねる）



2 老齢厚生年金等

(1) 受給資格

- ア 組合員期間等が10年以上（経過措置があります。）であること。
 イ 組合員期間を1年以上有すること。
 ウ 支給開始年齢以上であること。



(2) 給付額

＜特別支給の老齢厚生年金等＞65歳まで

ア 給料比例部分

a 厚生年金部分

① + ②

平均給料月額 × 生年月日に応じた率 × 平成15年3月までの組合員期間の月数 ①

平均給与月額 × 生年月日に応じた率 × 平成15年4月以降の組合員期間の月数 ②

b 旧職域年金部分

① + ②

※平成27年9月までの組合員期間に係る年金

平均給料月額 × 生年月日に応じた率 × 平成15年3月までの組合員期間の月数 ①

平均給与月額 × 生年月日に応じた率 × 平成15年4月以降の組合員期間の月数 ②

イ 定額部分の額

定額単価 × 生年月日に応じた率 × 組合員期間の月数（480月を限度）

＜本来支給の老齢厚生年金等＞65歳から

ア 老齢厚生年金（給料比例部分と同じ）

イ 年金払い退職給付 a + b ※平成27年10月からの組合員期間に係る給付

a 有期年金 標準報酬月額等に基づいた基礎額 × 1/2 ÷ 有期年金現価率 ※20年, 10年, 一時金を選択

b 終身年金 標準報酬月額等に基づいた基礎額 × 1/2 ÷ 終身年金現価率

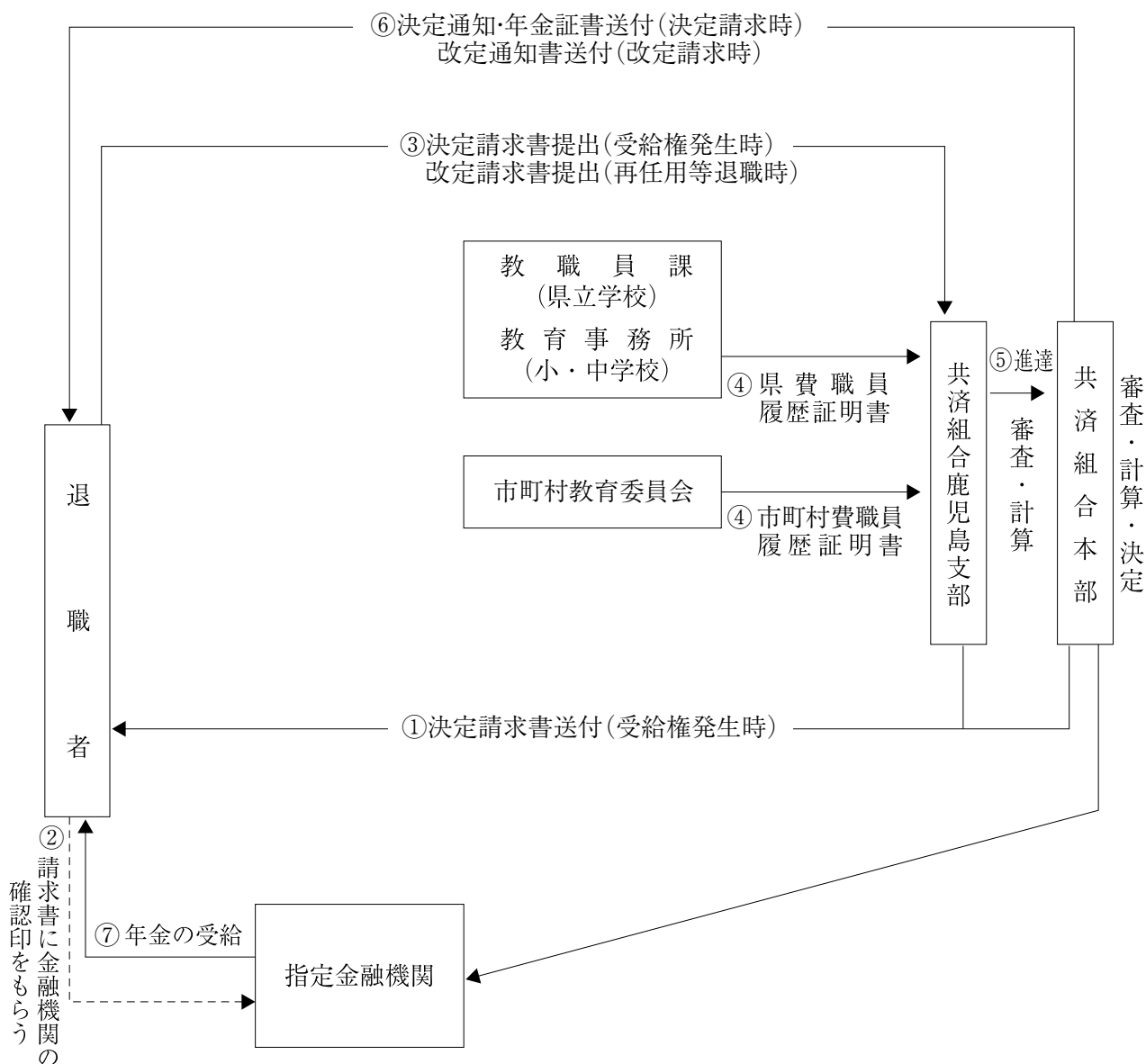
ウ 老齢基礎年金（定額部分と同じ）

エ 加給年金額（以下の該当者がある場合のみ、令和7年4月からの額）

- a 65歳未満の配偶者 415,900円 (R7)
- b 18歳到達年度の末日までの間の子及び20歳未満で障害のある子
 2人目まで1人につき 239,300円 (R7)
 3人目から1人につき 79,800円 (R7)

3 老齢厚生年金等の請求から受給まで

年金受給権発生時等の手続きの流れは次のとおりです。



上記表中、②③について退職者本人が行う必要があります。

年金の支給は年6回、2月・4月・6月・8月・10月・12月に行われ、各支給月の15日（休日等の場合は前日又は前々日）にその前月までの分が指定銀行等の口座に振り込まれます。

- ※ 支給期
- 2月 (12～1月分)
 - 4月 (2～3月分)
 - 6月 (4～5月分)
 - 8月 (6～7月分)
 - 10月 (8～9月分)
 - 12月 (10～11月分)

提出書類

書 類	対 象 者	部数
老齢厚生年金 (退職共済年金・経過的職域加算) } 「決定」請求書	全 員	1 部
年 金 受 給 選 択 申 出 書	併給調整対象となる他の年金 の受給権を有する者	1 部
一 時 金 額 等 の 受 給 申 立 書	既給一時金の受給者で返還を 要する者	1 部 (複写)

- ※ 退職後、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達した時点以降に提出するものになります。
- ※ この他にも状況に応じて必要となる書類がある場合があります。

4 給与所得による年金の一部支給停止について

老齢厚生年金の受給者が再就職して、共済組合及び厚生年金等の被保険者となった場合には、「報酬＋年金」の額が一定の基準（支給停止調整額）を超えている間、年金額の全部または一部が支給停止されます。

(1) 支給停止額について（令和7年4月1日改正）

総報酬月額相当額（報酬）＋基本月額（年金） ➡ 51万円超える場合は支給停止あり

支給停止額	=	$\frac{\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額（年金）} - \boxed{51\text{万円}}}{2}$
-------	---	---

※用語等

総報酬月額相当額：標準報酬月額＋（直近1年間の標準賞与額／12）

基本月額：厚生年金（2階部分）の月額

※従って、旧職域年金、年金払い退職給付、加給年金は除きます。

支給停止調整額：法で定める額（毎年度見直される）

51万円（令和7年度）

(2) 停止方法等について

日本年金機構等から標準報酬月額及び標準賞与額等の提供を受け、この情報により支給停止額の計算を行うので、特に手続の必要はありません。

ただし、情報提供を受けるタイミングにより、最新の標準報酬月額等の提供を受けられないことがあります。その場合は支給停止額の正しい計算をさかのぼって行うことになりますので過払い等の精算処理が発生いたします。

また、国会議員又は地方議員となった方は公立学校共済組合本部へ連絡してください。「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届」を提出する必要があります。